

「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」の概要

1. 目的

教育の機会均等の趣旨にのっとり、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及を促進し、障害等の有無にかかわらず児童及び生徒が十分な教育を受けることができる学校教育を推進。

※「教科用特定図書等」＝教科用拡大図書、教科用点字図書その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であって検定教科用図書等に代えて使用し得るもの

2. 国及び教科用図書発行者の責務

- (1) 国は、教科用特定図書等の普及の促進等のために必要な措置を講ずる。
- (2) 教科用図書発行者は、その発行する検定教科用図書等について適切な配慮をするよう努める。

3. 教科用特定図書等の発行の促進等

- (1) 教科用図書発行者による電磁的記録の提供等

検定教科用図書等に係る電磁的記録の文部科学大臣等への提供を教科用図書発行者に義務付けるとともに、提供された電磁的記録は文部科学大臣等から教科用特定図書等の作成者に提供。

※ これらの電磁的記録の提供、障害のある児童及び生徒による使用のために必要な方式による教科用図書の複製（音声教科書等）並びに目的外使用の防止について所要の著作権法改正を附則において措置。

- (2) 教科用特定図書等の標準的な規格の策定等

- ① 文部科学大臣は、教科用特定図書等について標準的な規格を策定・公表。
- ② 教科用図書発行者は、①の規格に適合した教科用特定図書等の発行に努める。

- (3) 調査研究の推進等

国は、発達障害等のある児童及び生徒のための教科用特定図書等に関する調査研究等を推進するとともに、障害等に適切な配慮がされた検定教科用図書等を普及。

4. 小中学校・高等学校における教科用特定図書等の使用の支援

- (1) 小中学校・高等学校の通常学級において、障害のある児童及び生徒が検定教科用図書等に代えて教科用特定図書等を使用することができるよう配慮。
- (2) 小中学校の通常学級の障害のある児童及び生徒が使用する教科用特定図書等の無償給与を法定化。

5. 標準的な規格に適合した教科用特定図書等の円滑な発行の確保

標準的な規格に適合した教科用特定図書等の需要数の教育委員会から国への報告・国から発行者への通知制度を新設。

6. 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日（平成20年6月18日）から起算して3月以内の政令で定める日から施行し、平成21年度において使用される検定教科用図書等及び教科用特定図書等から適用。
- (2) 国は、高等学校において障害のある生徒が使用する教科用拡大図書等の普及の在り方並びに特別支援学校に就学する児童及び生徒について行う援助の在り方について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行規則」の概要

1. 趣 旨

- 平成20年6月18日に障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成20年法律第81号。以下「法」という。）が公布され、同法附則第1条により公布の日から3月を超えない範囲内において政令で定める日（9月17日）から施行される。
- この法律では、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等を図るため、
 - ① 検定教科用図書等に係る電磁的記録の文部科学大臣等への提供を教科用図書発行者に義務付けるとともに、提供された電磁的記録の文部科学大臣等から教科用特定図書等の作成者への提供
 - ② 小中学校の通常学級における障害のある児童及び生徒が使用する教科用特定図書等の無償給与
 - ③ 標準的な規格に適合した教科用特定図書等の需要数の教育委員会から国への報告等について定めており、この制度の実施に必要な事項について定めるため、この省令を制定する。

（参考：政令の概要）

法において教科用特定図書等の無償給与に関する規定が設けられていることに伴い、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令を制定し、教科用特定図書等の無償給付の手續等を定める。

※「教科用特定図書等」＝教科用拡大図書、教科用点字図書その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であって検定教科用図書等に代えて使用し得るもの

2. 省令の概要

（1）電磁的記録の提供

- 教科用図書発行者が文部科学大臣等に対して行う電磁的記録の提供は、文部科学大臣が定める種目の検定教科用図書等について、光ディスクにより行うものとし、その他必要な事項は文部科学大臣が定めることとする（第1条関係）。
- 文部科学大臣等が教科用特定図書等の作成者に対して行う電磁的記録の提供は、光ディスクにより、文部科学大臣が定める基準に適合する者に対して行うものとし、その他必要な事項は文部科学大臣が定めることとする（第2条関係）。

（2）教科用特定図書等の無償給付及び給与に関する事務

政令で定める事項を受けて、都道府県・市町村教育委員会や教科用特定図書等発行者等が行う無償給付の事務等の具体的手續を定める（第3条～第7条関係）。

（3）標準教科用特定図書等の需要数報告

標準教科用特定図書等の需要数に関し、都道府県・市町村教育委員会等が行う報告の具体的手續について規定する（第8条及び第9条関係）。

（4）義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号）の一部改正

この省令の制定に伴い、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則における様式を別に定めることとする（附則第2条関係）。

3. 施行期日

この省令は、法の施行の日（平成20年9月17日予定）から施行する（附則第1項関係）。